

山梨市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 37,298	千円 16,878,308	千円 888,107	千円 2,801,493	% 16.6	% 16.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
24年度	人 375	千円 1,400,299	千円 213,996	千円 501,332	千円 2,115,627	千円 5,642	千円 5,703

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

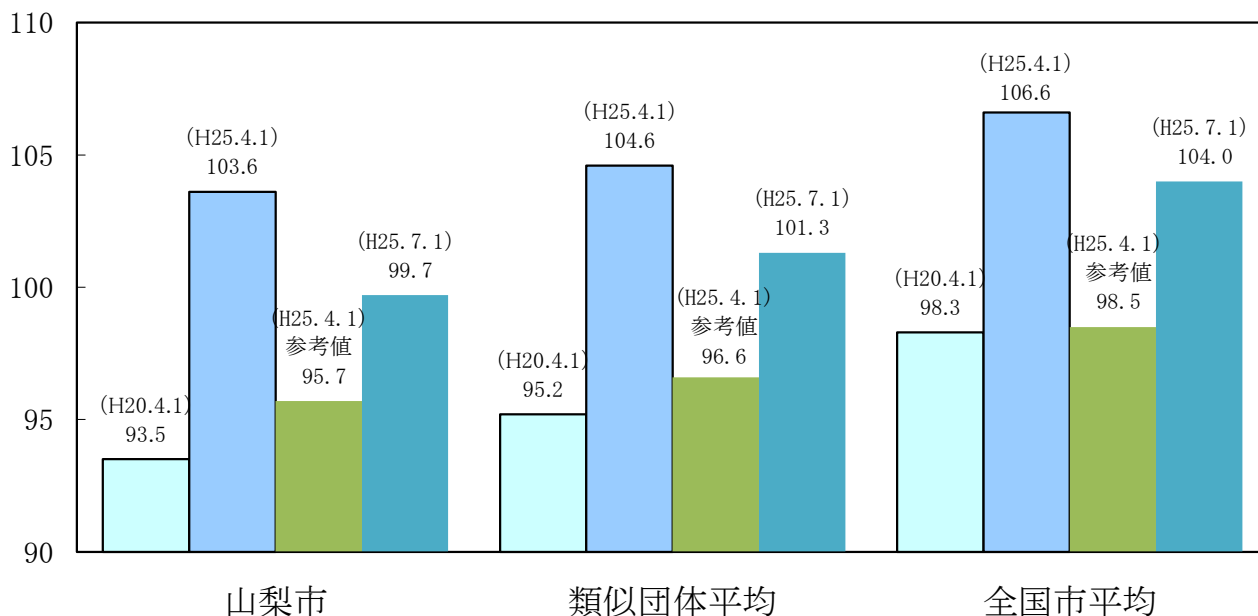
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日～平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
<p>(給料) 【H25.4.1ラスパイレス指数・参考値、減額時点のラスパイレス指数についても併せて記載】 平成20年4月1日現在ラスパイレス指数93.5 平成25年4月1日現在ラスパイレス指数103.6 平成25年4月1日現在参考値95.7 平成25年7月1日現在ラスパイレス指数99.7</p> <p>(手当) 期末勤勉手当：国の減額後の支給額を下回っているため減額なし 管理職手当：国と同様一律10%減額 時間外勤務手当：給料減額措置後の金額により算出</p>	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
25年度	円 385,513	円 385,486	76円 (0.01) %	% 改定なし	% 改定なし	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 3.88	月 3.95	月 0.07	月 0.05	月 3.9	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山梨市	42.3 歳	319,405 円	361,714 円	339,640 円
山梨県	43.2 歳	339,136 円	417,943 円	376,656 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446) 円	—	401,789 円 (405,463) 円
類似団体	42.8 歳	332,051 円	372,860 円	347,747 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
山梨市	52.8 歳	45 人	271,443 円	290,387 円	281,385 円	—	—	—	—
うち清掃職員	42.3 歳	3 人	270,533 円	325,799 円	305,033 円	産業廃棄物処理業従事員	44.6 歳	290,600 円	1.12
うち学校給食員	59.0 歳	5 人	280,500 円	289,383 円	290,280 円	調理師	44.3 歳	270,600 円	1.07
うち用務員	60.3 歳	6 人	279,513 円	290,280 円	292,263 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.43
山梨県	49.3 歳	142 人	345,623 円	396,779 円	371,367 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 (286,850) 円	—	309,534 円 (325,400) 円	—	—	—	—
類似団体	49.3 歳	23 人	309,919 円	334,443 円	322,272 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
山梨市	—	—	—
うち清掃職員	4,978,193 円	3,980,600 円	1.25
うち学校給食員	4,580,571 円	3,646,600 円	1.26
うち用務員	4,785,227 円	2,809,400 円	1.70

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22～24年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山梨市	39.8 歳	292,440 円	300,470 円
山梨県	45.3 歳	379,689 円	424,421 円
類似団体	42.2 歳	309,549 円	329,032 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		山 梨 市	山 梨 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	133,100 円	146,700 円	— 円
	中 学 卒	— 円	129,200 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

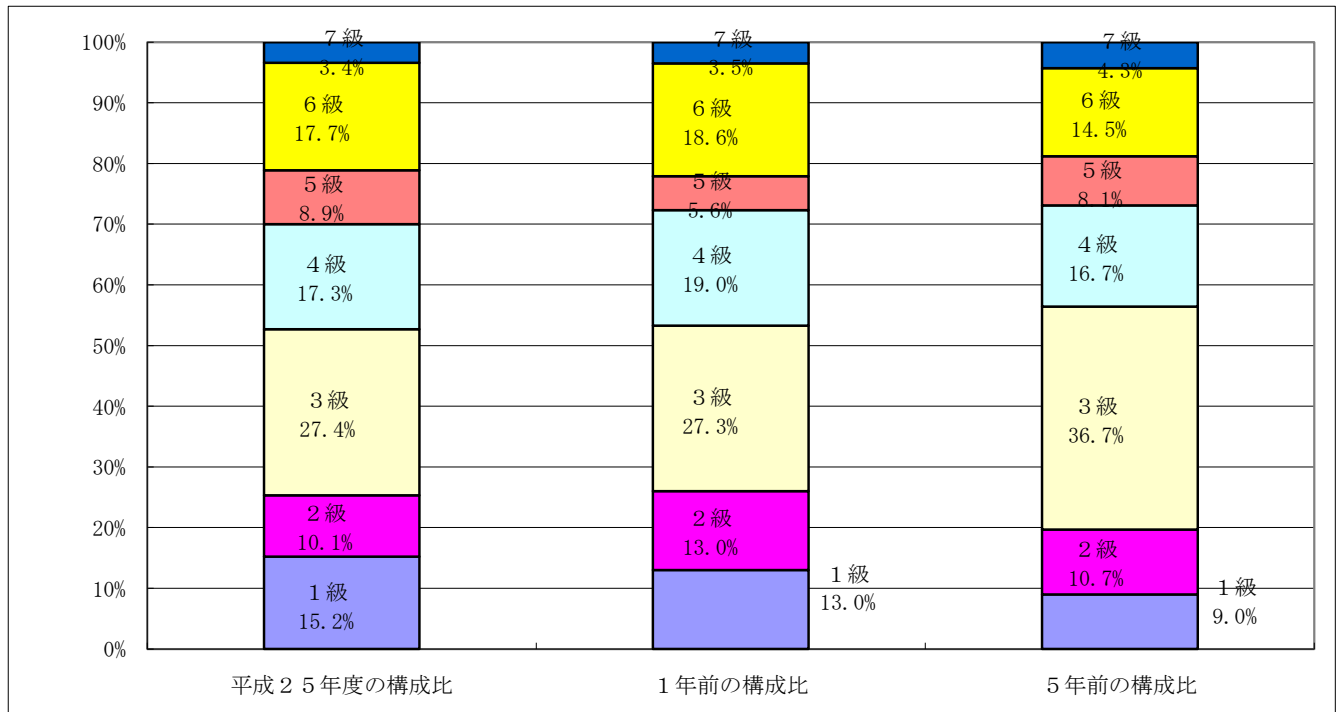
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	251,200 円	337,500 円	375,400 円	396,400 円
	高 校 卒	— 円	283,200 円	341,900 円	384,100 円
技能労務職	高 校 卒	220,400 円	261,600 円	267,000 円	276,900 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	257,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	36人	15.2%	135,600円	200,800円
2 級	主任	24人	10.1%	185,800円	246,700円
3 級	主査・副主査・主任	65人	27.4%	222,900円	329,000円
4 級	副主幹・主査・副主査	41人	17.3%	261,900円	370,800円
5 級	課長補佐・主幹・副主幹	21人	8.9%	289,200円	394,600円
6 級	課長補佐・課長	42人	17.7%	320,600円	423,000円
7 級	課長	8人	3.4%	366,200円	442,300円

- (注) 1 山梨市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が未実施であるため、昇給区分に差を設けなかった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山 梨 市	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,346 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,573 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず、一律の支給を行った。

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

山 梨 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 (退職時特別加算)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	221 千円	18,408 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		2,410 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		141,764 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		4.9 %		
手当の種類(手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等の滞納金の徴収等に従事した職員の特殊勤務手当	市税、住宅使用料、下水道使用料及び保育料滞納整理従事職員	過年度分滞納整理業務	1,228 千円	徴収件数1件につき6円、徴収金額1,000円につき7円、差押・引上・公売納税者1人につき120円
防疫等作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症防疫業務	0 千円	従事1日につき500円
行旅病人等を処理した職員の特殊勤務手当	行旅病人、行旅死亡人、変死人を処理する職員	行旅病人、行旅死亡人、変死人処理業務	0 千円	行旅病人1件1,000円、行旅死亡人・変死人1件5,500円
養護老人ホームにおいて入園者の管理に直接従事する職員の特殊勤務手当	養護老人ホームに勤務する職員のうち現業に従事する職員	入園者の管理業務	838 千円	現業職員 従事1日につき500円、介護職員 従事1日につき650円
一般廃棄物処理業務に従事する職員の特殊勤務手当	一般廃棄物処理業務に従事する職員のうち現業に従事する職員	一般廃棄物処理業務	297 千円	従事1日につき400円
動物園に勤務する職員の特殊勤務手当	動物園において動物等の飼育・管理に従事する職員	動物等の飼育・管理業務	47 千円	従事1日につき100円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	災害応急作業・災害状況調査に従事する職員	災害応急作業・災害状況調査業務	千円	従事1日につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	56,833 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	166 千円
支給実績(23年度決算)	55,576 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	165 千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者:13,000円 ・扶養:1人6,500円 (うち配偶者のいない扶養1人まで11,000円) ・満16歳～22歳:5,000円加算 	同		33,781 千円	198,712 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借間・借家 ・家賃等の金額12,000円以下:無支給 ・12,000円～23,000円:家賃等の金額-12,000円 ・23,000円～55,000円:(家賃等の金額-23,000円)×1/2+11,000円 ・55,000円以上:27,000円 	同		15,556 千円	282,836 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ①交通用具利用者 片道通勤距離(km) ・2以上5未満:2,000円 ・5以上10未満:4,100円 ・10以上15未満:6,500円 ・15以上20未満:8,900円 ・20以上25未満:11,300円 ・25以上30未満:13,700円 ・30以上35未満:16,100円 ・35以上40未満:18,500円 ・40以上45未満:20,900円 ・45以上50未満:21,800円 ・50以上55未満:22,700円 ・55以上60未満:23,600円 ・60以上:24,500円 ②交通機関利用者 定期券等の金額 ・55,000円未満:定期券等の額 ・55,000円以上:55,000円 ③交通用具と交通機関利用者 上記①と②の合計額(上限55,000円) 	同		12,802 千円	41,700 円
管理職手当	給料月額×10/100～12/100	異	給料月額×10/100～25/100	30,068 千円	469,813 円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	810,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	()	(円)	989,000 円/	259,000 円
	副 市 長	620,000 円	816,000 円/	483,000 円
報 酬	議 長	370,000 円	円/	円
	()	(円)		
	副 議 長	345,000 円	474,000 円/	200,000 円
期 末 手 当	議 員	335,000 円	450,000 円/	180,000 円
	()	(円)		
	市 長	(24年度支給割合)		
退 職 手 当	副 市 長	3.9 月分		
	議 長	(24年度支給割合)		
備 考	副 議 長	2.95 月分		
	議 員			
	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
備 考	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×42/100	16,329,600	任期ごと
		給料月額×在職月数×25/100	16,329,600	任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

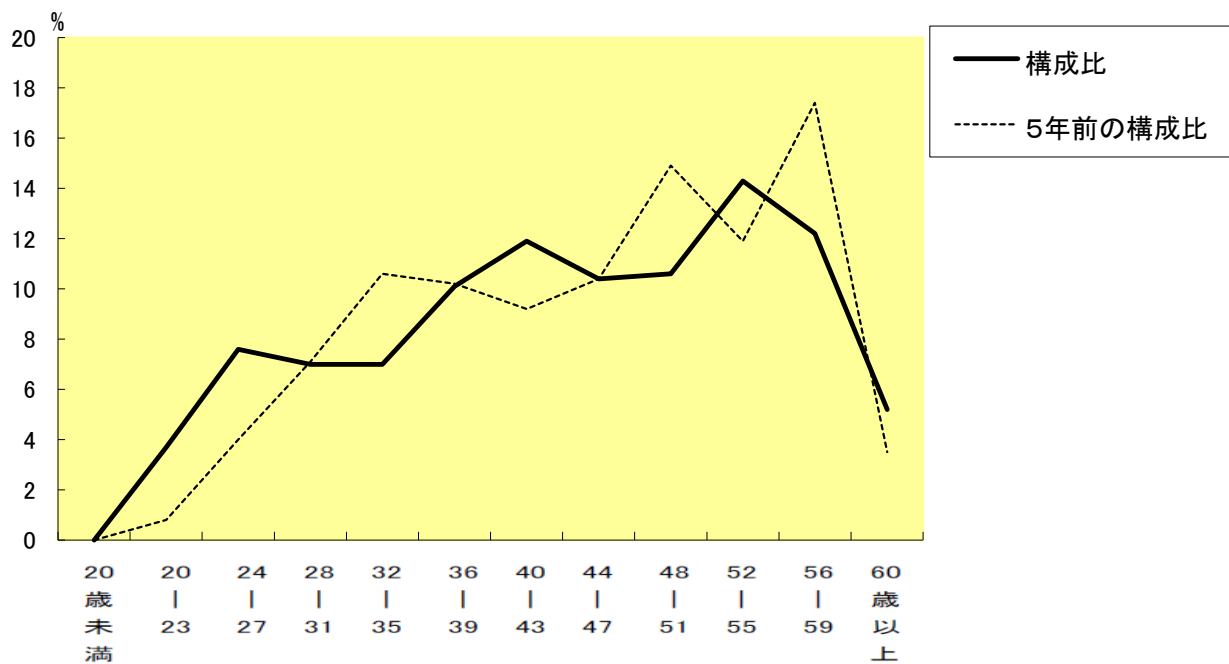
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	議会	4	4	0	
	総務	74	75	1	育休取得者の補充
	税務	21	21	0	
	民生	83	81	-2	調理員等臨時職員で対応
	衛生	33	33	0	
	労働	2	1	-1	業務量の減
	農林水産	15	15	0	
	商工	15	15	0	
	土木	28	27	-1	育休取得者の復帰
	計	275	272	-3	〈参考〉 (人口1万人当たりの職員数72.93人) (類似団体の人口1万人当たりの職員数71.57人)
	教育部門	59	56	-3	用務員等臨時職員で対応
	消防部門				
	小 計	334	328	-6	〈参考〉 (人口1万人当たりの職員数87.94人) (類似団体の人口1万人当たりの職員数94.00人)
公 営 会 計 等 部 門	病院				
	水道	18	17	-1	育休取得職員の復帰
	交通				
	下水道	9	10	1	下水道事業の充実
	その他	25	26	1	介護保険業務の充実
	小 計	52	53	1	
合 計		386	381	-5	〈参考〉 (人口1万人当たりの職員数102.15人)
		[457]	[457]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	11人	25人	23人	23人	33人	39人	34人	35人	47人	40人	17人	327人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	285	282	274	275	275	272	-13 (-4.56%)
教育	88	80	71	61	59	56	-32 (-36.36%)
消防							
普通会計 計	373	362	345	336	334	328	-45 (-12.06%)
公営企業等会計 計	47	47	48	50	52	53	6 (12.77%)
総合計	420	409	393	386	386	381	-39 (-9.29%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 630,786	千円 13,299	千円 67,368	% 10.7	% 10.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人 13	千円 46,042	千円 5,094	千円 16,232	千円 67,368	千円 5,182

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,258

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
山 梨 市	42.4 歳	325,116 円	378,196 円
団 体 平 均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 梨 市		山梨市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,276,229 千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,346 千円	
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	
勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

山 梨 市			山梨市（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.96 月分	勤続25年	32.83 月分	38.96 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 (退職時特別加算)			その他の加算措置 (退職時特別加算)		
1人当たり平均支給額		千円 24,420千円	1人当たり平均支給額		221千円 18,408千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)	11 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	2,200 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	38.5 %			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
水道使用料の滞納整理事務に従事する職員の特殊勤務手当	水道使用料の滞納金の徴収又は滞納処分事務に従事する者	滞納整理		徴収1件につき6円 徴収金額1,000円につき7円
		停水処分	11 千円	使用者1件につき120円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	災害応急作業・災害状況調査に従事する職員	災害応急作業・災害状況調査業務		従事1日につき500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	2,912 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	291 千円
支給実績(23年度決算)	2,614 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	217 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者:13,000円 ・扶養:1人6,500円 (うち配偶者のいない扶養1人まで11,000円) ・満16歳～22歳:5,000円加算 	同		1,619 千円	202,375 円
住居手当	借間・借家 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃等の金額12,000円以下:無支給 ・12,000円～23,000円:家賃等の金額-12,000円 ・23,000円～55,000円:(家賃等の金額-23,000円)×1/2+11,000円 ・55,000円以上:27,000円 	同		648 千円	129,600 円
通勤手当	①交通用具利用者 片道通勤距離(km) <ul style="list-style-type: none"> ・2以上5未満:2,000円 ・5以上10未満:4,100円 ・10以上15未満:6,500円 ・15以上20未満:8,900円 ・20以上25未満:11,300円 ・25以上30未満:13,700円 ・30以上35未満:16,100円 ・35以上40未満:18,500円 ・40以上45未満:20,900円 ・45以上50未満:21,800円 ・50以上55未満:22,700円 ・55以上60未満:23,600円 ・60以上:24,500円 ②交通機関利用者 定期券等の金額 <ul style="list-style-type: none"> ・55,000円未満:定期券等の額 ・55,000円以上:55,000円 ③交通用具と交通機関利用者 上記①と②の合計額(上限55,000円)	同		680 千円	56,667 円
管理職手当	給料月額×10/100～12/100	同		1,615 千円	538,333 円